

○宮古市行政手続条例施行規則

平成17年6月6日

規則第13号

改正 平成27年3月24日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古市行政手続条例（平成17年宮古市条例第12号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)

第2条 条例第13条第2項第5号の規則で定める処分は、次のとおりとする。

(1) 条例等の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返還を命ずる処分

(2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

(職員以外に聴聞を主宰することができる者)

第3条 条例第19条第1項の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあっては、当該合議制の機関の構成員とする。

(行政指導の趣旨等の明示)

第4条 条例第33条第3項の書面は、宮古市行政指導趣旨等説明書（様式第1号）又は宮古市許認可等行使説明書（様式第2号）によらなければならない。

(平27規則13・追加・一部改正)

(複数の者を対象とする行政指導の内容の公表の方法)

第5条 条例第34条の複数の者を対象とする行政指導に共通してその内容となるべき事項は、当該行政指導に係る事務所に備え付け、閲覧に供する。

(平27規則13・追加)

(行政指導中止等申出書)

第6条 条例第35条第2項の申出書は、宮古市行政指導中止等申出書（様式第3号）によるものとする。

(平27規則13・追加)

(行政処分等申出書)

第7条 条例第36条第2項の申出書は、宮古市行政処分等申出書（様式第4号）によるものとする。

(平27規則13・追加)

(手続等)

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、条例の手続等については、宮古市行政手続法施行細則（平成17年宮古市規則第14号）の例による。

(平27規則13・旧第4条繰下・旧第6条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、平成17年6月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、その区域をもって新たに宮古市を設置する前の宮古市行政手続条例施行規則（平成8年宮古市規則第24号）、田老町行政手続条例等施行規則（平成8年田老町規則第14号）又は新里村行政手続条例等施行規則（平成8年新里村規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年3月24日規則第13号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

市の機関の長 印

宮古市行政指導趣旨等説明書

行政指導の対象とする行為	
行政指導の対象とする行為の根拠法令等	
行政指導の趣旨 (1) 行政指導の直接目的 (2) " を必要とする理由 (3) " の内容 (4) " の期間 (5) " の場所	
行政指導の責任者	行政機関の所在地 職 名 氏 名 連絡先 電話番号

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

市の機関の長 印

宮古市許認可等行使説明書

行政指導の対象とする行為	
行政指導を必要とする理由及び行政指導の内容	
上記の行政指導に従わない場合に行使し得る許認可等又は許認可等に基づく処分の権限	
上記の権限を行使し得る根拠となる法令の条項	
上記の条項に規定する要件	
上記の権限の行使が上記の要件に適合する理由	

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

あて
(市の機関)

住所又は居所
氏 名
(法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名)

宮古市行政指導中止等申出書

市が行っている次の行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するため、次のとおり行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めます。

行政指導の内容	
上記の行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項	
上記の条項に規定する要件	
上記の行政指導が上記の要件に適合しないと思料する理由	
その他参考となる事項	

注 「上記の行政指導が上記の要件に適合しないと思料する理由」欄には、行政指導の要件に適合するという市の機関の判断が誤っていると思料する理由、当該行政指導が事実誤認に基づくものであると思料する理由等を具体的に記載してください。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

あて
(行政庁又は市の機関)

住所又は居所

氏

名

(法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名)

宮古市行政処分等申出書

次のとおり法令に違反する事実があり、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するため、その是正のための処分又は行政指導をすることを求めます。

法 令 に 違 反 す る 事 実 の 内 容	
処 分 又 は 行 政 指 導 の 内 容	
上記の処分又は行政指導の根拠となる法令の条項	
上記の処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

注1 「法令に違反する事実の内容」欄には、その事実の内容を具体的に記載してください。

2 「上記の処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由」欄には、合理的な根拠をもって客観的にその旨を考えられる理由を具体的に記載してください。

様式第1号（第4条関係）

（平27規則13・追加・旧別記様式・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（平27規則13・追加）

様式第3号（第6条関係）

（平27規則13・追加）

様式第4号（第7条関係）

（平27規則13・追加）